

児童扶養手当システム標準化有識者検討会

(第4回) 議事要旨

日時：令和5年2月15日(水) 10:00~11:45

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長
村山 隆志	板橋区子ども家庭部子育て支援課 課長 (○)
藤村 達也	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 課長補佐 (○)
末松 剛	北九州市子ども家庭局子育て支援課 課長 ※ご欠席
吉崎 康成	佐世保市子ども未来部子ども支援課 課長 (○)
渡会 健一	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 課長 (○)

近藤 誠	日本電気株式会社 (○)
柿沼 祐司	富士通 Japan 株式会社 (○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス (○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ (○)

(オブザーバー)

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○)
伊藤 豪一	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
前田 みゆき	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

齋藤 晴美	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長 (○)
-------	----------------------------------

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 全国意見照会実施結果の報告
 - ② 標準仕様書（1.1 版）案の確認
 - ③ 次年度以降検討への申し送り事項
 - ④ 今後のスケジュール
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①全国意見照会実施結果の報告）

○ これまでの経緯

→ 今年度下期においては、8 月末に標準仕様書（1.0 版）が公表され、昨年 10 月 19 日に開催した第三回有識者検討会を皮切りに標準仕様書（1.1 版）発出に向けた検討を開始した。そして、11 月と 12 月にかけて、自治体及びベンダー分科会をそれぞれ 2 回開催し、標準仕様書（改版）案を作成する中で、標準仕様書の精度向上を図ってきた。その後、昨年 12 月末より 1 月 31 日にかけて、標準仕様書（1.1 版）案に対して全国の自治体及びベンダーへ意見照会を実施し、ご意見を賜った。

○ 全国意見照会の実施概要

→ 昨年 12 月末から 1 月末にかけて、全国の地方自治体及びベンダーに対し、標準仕様書（1.1 版）案への意見照会を実施した。ご意見がある場合には回答票に具体的な修正案を含めてご回答いただく一方、ご意見がない場合にもその旨ご連絡をいただく形で意見照会を実施した。

→ 回答票は「団体・担当情報」を回答いただくシート、「機能要件」に対して回答いただくシート、「帳票要件（一覧・詳細要件）」に対して回答いただくシート、「帳票レイアウト」に対して回答いただくシート、「その他」として標準仕様書本紙や業務フロー等に対して回答いただくシートの計 5 種類を用意した。後程説明する照会結果の取りまとめについても、回答票のシート単位で集計を行っている。

→ 受領した意見は「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」の 4 つの分類に整理した。「論点化」に分類したご意見については、本日構成員の皆様にご討議をいただき、その結果を踏まえて、3 月末に向けて標準仕様書への反映を進めていく。「追加・修正・削除・要件種別の変更」に分類されたご意見については、本日の参考資料としてご用意した、参考 1～8 の標準仕様書（1.1 版）案に反映済みである。

→ いただいたご意見に対して、基本的には昨年実施した標準仕様書（1.0 版）案に対する意見照会の際と同様の判断基準でご意見に対応している。主な観点としては、「法令通知等に定義されている業務に必要な機能か」、「独自機能ではなく、多くの自治体にとって必要な機能と言えるかどうか」等を基準として判断を行った。

○ 意見照会の取りまとめ結果

- 全 1,788 自治体及び事務局より意見照会を依頼した 4 事業者のうち、426 自治体及び 3 事業者より、総計 1,226 件の意見を受領した。
- 自治体に関しては、回答を受領した 426 自治体のうち、19 自治体が都道府県であった。そのうち、意見ありの自治体は 79 自治体、意見なしの自治体は 347 自治体であった。残りの 1,362 自治体からは回答をいただいております、意見ありと意見なしを合わせた回答の受領率は 23.8%であった。なお、意見ありの回答受領率は 4.4%であった。
- 事業者に関しては、ベンダー構成員に対し意見照会を実施すると共に、自治体経由でベンダー構成員以外の事業者から回答を受領する方式を採用した。ベンダー構成員への意見照会は、3 事業者から回答を受領し、ベンダー構成員以外の事業者からは、自治体経由で 9 事業者から、回答を受領した。
- 総計 1,226 件の意見の内訳は、679 件は機能要件に対する意見、298 件は帳票要件に対する意見、189 件は帳票レイアウトに対する意見、60 件は本紙や業務フロー等を含むその他に対する意見であった。自治体区分別の内訳では市から 688 件、政令指定都市から 225 件と意見数が多い結果であった。特に政令指定都市については、10 自治体程から 225 件のご意見をいただいております、政令指定都市の標準化への高い関心がうかがえる結果となった。
- ご意見の取りまとめ分類別では、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」の内訳を示している。とりわけ機能要件へ寄せられたご意見の総数 679 件のうち、「対応なし」の件数が 573 件と多くなっているが、理由としては、「自治体の独自要望」や「既存要件に含まれている機能に関する要望」、来年度以降への申し送り事項としている「自治体規模別の実装区分の精査が必要と考えられる機能への要望」が多かったことが挙げられる。
- 機能要件については、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全 429 団体のうち、59 団体より計 679 件の意見を受領し、5 件は「論点化」、91 件は「追加・修正・削除・要件種別の変更」、10 件は「質問」、573 件は「対応なし」に分類した。事務レベル 1 の区分別にご意見の整理を行ったところ、「00.児童扶養手当共通」に対するご意見が 258 件、次いで「13.現況届」に対するご意見が 51 件、「01.新規認定請求書」に対するご意見が 50 件と比較的多い結果となった。更に、事務レベル 1 を詳細化した事務レベル 2 の区分別にご意見を整理したところ、「他システム連携」、「データ管理機能」、「帳票出力機能」が上位 3 項目を占める結果となった。「他システム連携」へのご意見例として、“福祉事務所未設置町村における団体内統合宛番号付番依頼機能は、実装必須である必要はないのではないか”といったものが挙げられる。
- 帳票一覧・帳票詳細要件については、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全 429 団体のうち、34 団体より計 298 件の意見を受領し、167 件は「追加・修正・削除・要件種別の変更」、14 件は「質問」、117 件は「対応なし」に分類した。こちらも事務レベル 1 の区分別にご意見の整理を行ったところ、「01.新規認定請求書」に対するご意見が 113 件、次いで「13.現況届」に対するご意見が 63 件、「09.支給停止関係届」に対するご意見が 27 件と、比較的多い結果となった。
- 帳票レイアウトについて、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全 429 団体のうち、44 団体より計 189 件の意見を受領し、59 件は「追加・修正・削除・要件種別」の変更、5 件は「質問」、125 件は「対応なし」に分類した。同様に事務レベル 1 の区分別にご意見を整理したところ、「13.現況届」に対するご意見が 39 件、次いで「17.統計・

報告」に対するご意見が 31 件、「01.新規認定請求書」に対するご意見が 28 件と比較的多い結果となった。

- 帳票一覧・帳票詳細要件、帳票レイアウトについて、事務レベル 1 を詳細化した事務レベル 2 の区分別にご意見の整理を行ったところ、「児童扶養手当受給資格者台帳」や「児童扶養手当現況届」へのご意見が非常に多くなっており、“帳票項目を新たに追加いただきたい”というご意見が多数を占める結果となった。
- その他については、36 団体より計 60 件の意見を受領し、5 件は「追加・修正・削除・要件種別の変更」、9 件は「質問」、46 件は「対応なし」に分類した。意見を大別したところ、標準仕様書本紙や業務フローに関することをはじめとす、児童扶養手当システムの標準化に対するご意見と、システム改修やデータ要件・連携要件といった標準化業務に共通することについてご意見との 2 つに区別することができた。

○ 質疑応答・意見

- 現在、当自治体でも児童扶養手当システムを導入しており、そのシステムの開発ベンダーの方と標準化に向けた打ち合わせを進めている。その中で、デジタル庁が主導するガバメント・クラウドの仕様によっては、現在構築しているシステムを一から作り直すことも視野に入れる必要があると聞いている。なおかつ、システムを作り直すにあたって、ベンダーが新規で参入いただけるのかという観点では、ベンダーに参入を行う余裕がないのではないかと意見も聞いている。ベンダーの新規参入がない場合には、ベンダーをご紹介いただく等のご協力を要望したい。また、仮に一からシステムを構築するとすると、時間的にお示しされている令和 7 年度末までの移行に間に合わないのではないかとこの危惧を持っており、その場合の補助金等の対応について、十分な検討をお願いしたい。
 - ◇ ガバメント・クラウドの仕様等については、自治体向けやベンダー向けに、デジタル庁から説明会等を開催し、説明を行っている段階にある。詳細については、様々な文書等を発出しており、また今後も発出の予定があるため、それらの文書等をご確認いただきながら、ベンダーにおいても開発を進めていただくこととなる。移行期限については、標準化基本方針として閣議決定したとおり、2025 年度を目指すことで決定しているため、期限までの移行が困難ということであれば、期限までの移行がどうして困難なのか、期限まで移行するにはどうしたらよいかという観点から、デジタル庁、関係省庁含め一丸となって解決のための取り組みを進めていきたいと考えている。引き続き自治体の皆様と共に尽力していくため、何卒ご理解とご協力をお願いしたい。
- 意見照会結果を「論点化」や「対応なし」等に分類していただいた中で、「質問」に分類されたご意見への回答は、今後どのような形で展開されるのか。
 - ◇ 本日の会議資料のうち、参考 9 として、いただいたご意見に対する事務局で整理した回答をお示ししている。本日の第四回有識者検討会の資料が、参考資料も含めて、後日厚生労働省ホームページで公表される予定のため、その公表をもって、「質問」に分類されたご意見への回答を確認いただける予定である。

(②標準仕様書(1.1版)案の確認)

○ (個別協議事項 1) デジタル庁主導で実施した実装類型の点検結果を踏まえた個別協議事項

→ (取組事項)

- ◇ デジタル庁主導で事業者にご意見照会を行い、各業務の標準仕様書機能要件のうち実装必須機能について標準オプション機能へ修正することが可能であるか点検された。点検結果を踏まえて、標準オプション機能へ修正する要件の検討を実施する。

→ (論点)

◇ デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果を踏まえ、自社導入実績や業務観点でのご意見が寄せられた 11 項目の機能及び管理項目を、実装必須から標準オプションに見直すことで良いか。

→ (標準仕様書 (1.1 版) 案 (意見照会版) の現状)

◇ デジタル庁より提供された、実装類型の見直し案に掲載されている機能について、実装必須機能から標準オプション機能への変更が事業者から提案されている。

→ (対応案)

◇ 法令通知等へ定義された業務に必要な機能及び管理項目については見直し不可とし、それ以外の機能及び管理項目については、以下のように対応する。

- 自社導入実績や業務観点でのご意見については、標準オプションへ変更する方針で異議がないか当検討会で確認したうえで、変更を反映する。(該当機能及び管理項目については、資料 3 の 30、31 項に記載)
- 標準仕様書において、関連する機能や管理項目と実装類型が一致しておらず、かつ標準オプションが適切と考えられる機能や管理項目については、標準仕様書に変更を反映済みである。(該当機能及び管理項目については、資料 3 の 32、33 項に記載)

○ (個別協議事項 2) 標準仕様書 (1.1 版) 案に対する全国意見照会結果を踏まえた協議事項

→ (ご意見の内容)

◇ 以下のような支援措置対象者に対する抑止機能のあり方について複数ご意見をいただいた。

- 再転入時や住登外者が住民登録者となった場合に児童扶養手当システムで使用している宛名番号と住民記録システムで使用している宛名番号が一致しないケースがある。この場合に、宛名番号が一致しなかったために、DV 等の支援者であると気づけないことで、取り返しのつかない事態につながる恐れがあるため、DV 情報は個人番号や団体内統合宛名番号をキー情報として連携することが必要。
- 支援対象者本人以外から届出出力の請求があった場合は、帳票出力可否を確認し、可となった場合は住所も入った帳票で渡し、帳票出力不可となった場合は、住所欄にかかわらず帳票を出すべきではないと考えられる。

→ (論点)

◇ 標準仕様書 (1.1 版) 案における支援措置対象者に対する抑止機能に係る記載については、他業務領域の標準仕様書の記載に平仄を合わせることでよい。

→ (標準仕様書 (1.1 版) 案 (意見照会版) の現状)

◇ デジタル庁から「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について (令和 4 年 10 月改訂)」において、支援措置対象者に対する抑止機能への対応が求められているが、十分な検討ができていない。

→ (対応案)

◇ 支援措置対象者に関する機能については領域間で整合をとった対応がより適切なため、標準仕様書 (1.1 版) 案における支援措置対象者に対する抑止機能に関する記載については、同じく 3 月末に改版を予定し

ている他業務領域の標準仕様書（改版）案と平仄を合わせた記載とする。

○ 質疑応答・意見

→ 個別協議事項 1 について

- ◇ 実装必須と定義している要件について、全体的に標準オプションへ見直すことに異論はないが、見直し対象の要件に関連する要件との実装タイプの不一致については整合を取るべきと考えている。例えば、機能要件で標準オプションへと変更した管理項目については、帳票詳細要件やデータ要件においても、標準オプションへ統一してほしい。
- ◇ 標準オプションへ見直された機能や管理項目の中には、実装必須としている他機能に影響するものもあると考えているため、本当に標準オプションが適切なのか精査が必要だと考えている。例えば、支払日の管理項目を標準オプションとした場合、統計に必要な情報の集計ができなくなる可能性も考えられる。
- ◇ 仕様書間で関連する機能及び管理項目について実装区分の整合をとってほしい。
- ◇ 標準オプションへと見直す機能の精査は行ってほしい。
 - 標準仕様書（1.1 版）確定に向けて調整を行う。
- ◇ 実装類型を実装必須から標準オプションに見直す場合、標準オプションに変更した機能については自治体ごとに実装が異なる結果となり、標準化の観点からみると、標準オプション機能が増えすぎるのは望ましくないと考えている。
 - 標準オプションへ変更される対象機能は、過剰機能や便利機能であり、児童扶養手当業務上での自治体においても必須となる機能については、自治体ごとに実装が異ならないよう実装必須としている。
 - 自治体規模によって業務が異なることも考慮して実装類型を決定していくことが重要だと考えている。
- ◇ 資料 3 の 28 項で、標準仕様書（1.1 版）案は「現行のシステムよりも必須機能が多大になっているのではないかと」の意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されている」と記載されているが、標準オプション機能が増加することで自治体のコスト負担が増加する可能性はあるのか。
 - 実装必須から標準オプションへ実装類型を変更することに伴い、自治体のコスト負担が増加する可能性は極めて低いと考えている。
 - 実装必須機能の数が多くなるほど、自治体のコスト負担は増加する理解である。
- ◇ 実装類型の見直しについては、各領域における従前の検討経緯を尊重することを前提として、過剰機能や他要件で充足している機能については実装必須とまでする必要は低いのではないかとという観点で、コスト面も含めて最適化を図ることを目的としている。事業者による点検結果を踏まえて、実装類型の見直しにご協力賜りたい。

→ 個別協議事項 2 について

- ◇ 令和 5 年 3 月末改版予定の他業務領域の標準仕様書における要件が不明なため、現時点で詳細な言及

は難しい。いつ児童扶養手当領域の標準仕様書へ反映される予定か。

- 2月末に他業務領域の標準仕様書改版案が確定した際に反映を予定している。3月末の標準仕様書（1.1版）確定前に構成員の皆様にはご確認いただけるよう調整を進める。

○ 改版にあたり対応した事項（1月以降対応分）

→ 改版に向けて事務局において対応済及び対応予定となる事項は以下のとおりである。

◇ 1.指定都市課題検討に伴う対応

- デジタル庁主催の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」における指定都市要件点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する
 - 2月下旬以降、デジタル庁より示され次第反映予定

◇ 2.実装類型点検に伴う対応

- デジタル庁主催の実装類型点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要な対応を実施する
 - 機能要件を更新

◇ 3.共通機能／データ要件・連携要件改版に伴う対応

- データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書（令和4年8月31日）の実装・運用を行うに当たり具体化・詳細化が必要な事項を検討するための「共通機能等技術要件検討会」の開催を受け、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する
 - 5.横並び調整方針（R5春改定予定）への対応と合わせて対応

◇ 4.共通機能等技術要件検討会に伴う対応

- 共通機能等技術要件検討会申請管理 WT（第1回）に基づき、児童扶養手当側で必要となる対応を検討する
 - オンライン申請による申請データ受領時の基幹業務システム側の対応は、横並び調整方針に反映される予定
 - 5.横並び調整方針（R5春改定予定）への対応と合わせて対応

◇ 5.横並び調整方針（R5春改定予定）への対応

- デジタル庁より示された横並び調整方針（改定案）を踏まえ、児童扶養手当標準仕様書の見直しを検討する
 - （主たる改訂箇所）引越しワンストップサービス（OSS）等
 - 標準仕様書本紙及び機能要件を更新

→ 1.指定都市課題検討に伴う対応について、デジタル庁から補足的に説明をいただきたい。

- ◇ 指定都市要件の点検については、デジタル庁にて全領域共通で行っている。昨年8月に全領域の標準仕様書が発出されたところだが、指定都市の皆様から標準仕様書に改善の余地がある旨ご意見をいただいていた。そういったご意見を踏まえ、デジタル庁にて集中的に点検を行っている状況にある。現在、追加要件や実装類型の見直し等の標準仕様書の指定都市要件としての改定案を指定都市の皆様とベンダーの皆様にご確認をお願いしている状況にある。両者のご確認結果を踏まえ、指定都市要件を成案とすべく、デジタル庁で整

理を行い、標準仕様書の指定都市要件案として提供し、各領域へ追加をお願いする想定である。こちらについては、全指定都市の皆様と様々な議論を積み重ねており、またベンダーの皆様とも調整を行った上で、2025年度までの標準準拠システムへの移行を見据えた標準仕様書を策定するという観点であるため、指定都市要件のみをもって改めて全国意見照会を行うことはしない方針である。最終的に今年度末へ向けて要件を確定できるよう、取り組みを進めていく予定である。

- ◇ 横並び調整方針については、共通機能の検討や技術面での検討を踏まえ、調整を行っている。現在は、各省庁にて協議を行っている段階にある。一部、技術的な文言の調整が入る見込みだが、適切に反映し、速やかに各領域へお示しするよう進めている。

○ 質疑応答・意見

→ (質問・意見なし)

(③次年度以降検討への申し送り事項)

- 全国意見照会のご意見中、中長期的な検討を要する事項については、次年度以降への申し送りとし、以下の点について引き続き検討を続けていく。
 - ツリー図・業務フロー (09.支給停止関係届等)
 - ◇ 業務フロー追加
 - 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討する
 - 機能要件 (共通)
 - ◇ 自治体規模別の実装区分の精査
 - 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する
 - 機能要件 (他システム連携)
 - ◇ 自治体間のオンライン連携
 - 紙と郵送による台帳依頼ではなく、電子データで台帳を授受する仕組みを検討する
 - ◇ マイナンバー連携
 - 「マイナンバー制度における情報照会データの作成・連携にあたっては、対象者がマイナンバー利用拒否者である場合は、情報照会を不可とする機能を要件として追加する必要があると考える」との意見を踏まえ、マイナンバーを利用した事務に関する記載を整理する
 - 機能要件 (手当支払)
 - ◇ 手当支払に関する機能の実装範囲
 - 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査する
 - 帳票要件 (共通)

◇ 帳票追加検討

- 帳票の追加要望に対する対応を検討する
- 意見照会において要望を受けた帳票
 - 児童扶養手当証書の送付について
 - 決裁用所得情報
 - 児童扶養手当認定取消通知書
 - 児童扶養手当受給等証明書
 - 返還金額算出表
 - 債務承認書の送付について
 - 児童扶養手当返還金請求通知書
 - 児童扶養手当分割納付額決定通知書
 - お知らせ（その他異動について）
 - 児童扶養手当支払時効通知書

→ 共通

◇ 都道府県において連携が必要となる他システム等について

- 都道府県向けの要件を精査するとともに、都道府県における児童扶養手当システムにて連携が必要となる他システムを整理する。

○ 質疑応答・意見

→ 2025 年度までに標準化対応する範囲としては、今年度末に公表される標準仕様書（1.1 版）をスコープとする前提でよいか。

◇ ご認識のとおり。

→ 機能等については、今後実際に運用する中で問題が発生することが想定される。帳票要件における帳票追加検討では、主に過払に関する帳票の追加要望があったとのことだが、本検討会の役割となるかは不明であるものの、現況届等の現行帳票の見直しが必要なのではないかと個人的な見解を持っている。制度や法令等の関係もあることから、今後の課題として提起いただければと考えている。

（④今後のスケジュール）

○ 直近のスケジュール（2 月～3 月）

→ 本検討会前に会議資料をご確認いただくための十分な時間の確保ができなかったことや 2 月末にデジタル庁へ一度標準仕様書（1.1 版）案を示す必要があることから、2 月 24 日（金）までを、構成員の皆様に意見照会後の標準仕様書（1.1 版）案をご確認いただき、ご意見を伺う期間としたい。したがって、本日の第四回有識者検討会では、標準仕様書（1.1 版）案は決定とはならないため、ご留意いただきたい。

→ 3 月に入ってから、指定都市要件やデータ要件・連携要件の横並び調整結果を反映していく作業が発生する。その後、標準仕様書（1.1 版）の確定に向け、標準仕様書（1.1 版）の最終案をご共有する。その上で、3 月末に厚生労働省ホームページで標準仕様書（1.1 版）を公表いただく予定である。

→ 2月末に各領域の標準仕様書（改版）案がデジタル庁に提示される予定である。その際、個別協議事項2で言及されたとおり、他業務領域の支援措置対象者に係る抑止機能への対応も確認できると想定している。事務局からも説明があったとおり、会議資料として配布を行った標準仕様書（1.1版）案についてのご意見は、2月24日（金）までにご連絡をいただきたい。膨大な資料をご確認いただくこととなるが、ご容赦いただきたい。その上で、指定都市要件やデータ要件・連携要件の調整がなされ、3月下旬に標準仕様書（1.1版）の最終案が確定し、構成員の皆様に標準仕様書（1.1版）案をご確認いただくスケジュールで進んでいく想定である。したがって、2月24日（金）までの標準仕様書（1.1版）案のご確認において、十分なお意見をいただくことが必要となる認識である。

○ 質疑応答・意見

→ （質問・意見なし）

以上